平成２５年（フ）第３００号
千葉県市川市曽谷４丁目18―４、住民票上の住所千葉県市川市曽谷５丁目12番11号
破産者　岡山　和徳
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０３号
千葉市美浜区高洲３丁目２番２棟408号
破産者　綿引　浩子
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５４号
東京都町田市図師町604番地４
破産者　有限会社大貴
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１１２号
福井県越前市西谷町第３号１番地の２
破産者　有限会社武生水産
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
静岡県焼津市田尻2952番地の１
破産者　株式会社ＮＩＰＰＡＫＵ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１８号
愛知県北名古屋市熊之庄八幡236番地の１
破産者　有限会社髙橋ニット
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１６号
愛知県日進市岩崎町竹ノ山37番地88
破産者　日本環境セキュリティ株式会社
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４９号
愛知県春日井市不二ガ丘２丁目155番地
破産者　有限会社エイシン開発
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４２号
名古屋市中村区並木２丁目133、商業登記簿上の本店所在地名古屋市熱田区一番２丁目44番12号
破産者　有限会社現代社
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１３号
愛知県北名古屋市二子二子前57番地
破産者　有限会社総建ワーク
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２０号
名古屋市東区泉１丁目21番35号　日商岩井栄ハイツ205号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市瑞穂区瑞穂通３丁目34番地
破産者　合名会社三雄
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０号
京都市中京区室町通御池上ル御池之町324番地１御池幸登ビル602
破産者　有限会社ライフテック
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
京都市右京区西京極東池田町22番地
破産者　株式会社浅葱クリエイト
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４７１号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地１
破産者　オリエンタルビジネス株式会社
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
大阪府貝塚市南町32番２―308号
破産者　株式会社東塗装
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
島根県出雲市斐川町学頭1323番地１大井ハイツ124、前住所島根県出雲市斐川町学頭1320番地２
破産者　高木　富男
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第２９９号
広島市中区大手町１丁目４番32号
破産者　株式会社アイ・エス・エス
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１８号
熊本市中央区本荘町721番地11
破産者　和泉商事株式会社
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２号
熊本市中央区南千反畑町14番６号
破産者　株式会社エネルギー21
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第４２３号
青森県十和田市元町東１丁目８番２号
破産者　中野　久子
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
岐阜県関市西田原106番地の１
破産者　有限会社フリート
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６８号
岐阜県関市西田原106番地１
破産者　有限会社ＳＫ＆Ｋ
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所